

## 知的財産保護は展示・博覧会がカギ!?

西尾 麻里

先日、上海市知識産裁判所より「2015-2016 特許案件白書」（以下、特許白書）が発表されました。2015年から2016年の間の特許案件に関する同裁判所の受理数は、前年を20%超えて増加し、受理数の15%は外国企業が関与する、いわゆる“渉外案件”であることが分かりました。これには展示・博覧会が大きく関係していることがわかりました。

### <中国企業と戦う外国企業>

2015年から2016年の間に受理した特許案件は計1,011件あり、このうち渉外案件は15%の152件で、原告は日本をはじめ、アメリカやスイス、ドイツなど14の国に及び、三菱電機(株)や独 BASF 社、米 HP などのグローバル企業も含まれています。

渉外特許案件には、次の2つの特徴があるそうです。一つ目は、発明特許権侵害の案件が多く、計94件あり、全渉外案件数の61.8%を占めます。発明特許には、紡績や包装、医療、工作機械、自動車などの技術分野が含まれています。二つ目は、原告がそれぞれの技術分野におけるグローバル企業や業界のパイオニア企業で、被告は中国国内の中型企業が多いということです。

### <証拠固めは展示・商談会で>

このほか、特許白書によると、展示・博覧会が原告側にとって注目の場になっているそうです。展示・博覧会では、一度に多くの企業を見ることができ、特許侵害を発見しやすく、また公式の場であるがゆえに、出展状況の写真など証拠を集めやすい場となっています。

現在、国内外の各業界団体や企業が展示・博覧会を実施する際には、まずは上海での開催を選択します。そして、上海での展示・博覧会の会期中に多くの権利保全に関する申請が提出されるのです。上海知識産権裁判所が受理する証拠保全案件の中で、展示・博覧会において展示商品を差し押さえ、または押収するという案件が証拠保全案件全体の73.3%を占めました。

### <権利の申請から保全まで>

また、上海高級人民裁判所が発表した「2016年上海裁判所知識産権審判白書」によると、2016年の各種知財案件数は大幅な伸びを見せ、結審したのも前年同期比の31.5%の増加が見られました。中でも、著作権訴訟や商標権訴訟、特許権訴訟などの民事案件数の伸びが目立ったようです。

知的財産権は、海外でビジネスをする日系企業にとって大変重要です。権利を申請するだけでなく、取得した権利の保全も視野に入れ、その中で【展示・博覧会】も活用して、今後の中国ビジネス動向を探ってみてください。